

D分科会 テーマ⑤ 私学をめぐる法律上の諸問題について

運営委員：公 江 茂
小林 啓 延

平成24年8月10日付けで労働契約法が改正され、一部は交付日に施行されることになった。今般の改正は、有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、また、期間の定めがあることによる不合理な労働条件を是正することによる有期労働契約者の適正な利用のためのルールとして改正したものである。この改正は私学にとっても大いに影響がある。

したがって、本分科会では、前年度に引き続き俵法律事務所から植村礼大氏を講師にお招きし、労働契約法の概要・雇止め法理の法定化・期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止等、厚生労働省「労働契約法の施行について」通知などを資料としパワーポイント画面上より、判りやすく解説していただいた。改正の概要としては次のようになる。

1 改正の内容

- ① 有機労働契約の期間の定めのない契約への転換
- ② 有機労働契約等雇止め法理（判例法理）の制定化
- ③ 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

2 改正時期

- ②については平成24年8月10日の交付と同時に施行
- ①③については、交付の日から1年以内に施行

なお、参加者よりの質問に答える形式で、複雑な人間社会の関係を法律相談を通じて身近な事例を取り上げて回答をいただいた。参加者は職責が多種にわたっており、日常の経理業務とは違った観点から学校業務をみることができ非常に興味深く参考になったのではないかとと思われる。